

受 理 番 号	陳情第 5 5 号
件 名	監査委員は広島市市営住宅駐車場の管理について（令和 7 年 7 月 1 1 日）広島市監査公表第 2 5 号の再調査等を行う事について
要 旨	1 附設駐車場の地元団体への委託料を 1 区画 2 0 0 円としているがその算定根拠等不存在である。令和 6 年に私の指摘等で対価表等を作ったと聞いている。 2 広島市市営住宅等附設駐車場の管理に関する取扱要綱第 1 5 条に市長が維持管理をし一部を委託とあるがその内容、項目等が一切ない。 3 指定管理者は業務の一部を地元団体等に委託できるとなっているはずである。市営住宅住民で作る自治会等は地元団体等に入らないが委託してよいのか（地域起こし推進課等にも確認済）。 4 業務委託契約は請負契約なのか委任契約なのか。 5 契約先の自治会等が業務を適切に行っていたか自治会等に対して調査するべきである。 6 委託料を 1 区画 2 0 0 円にしているということは駐車場全体の管理をしなくて良いということか。 上記について再調査等をし、法律、条例等の根拠を示し公表していただくよう陳情する。 補足 自治会と契約することにより、契約している自治会世帯と非自治会世帯で入居者が区別されている。